



品川区議会だより

No.201 発行 平成19年(2007年)4月26日 発行所 品川区議会事務局(〒140-8715)東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111(大代表) 5742-6810(直通)



東品川海上公園の全面開園式

平成19年 第1回定例会 2/21～3/27

●平成19年第1回定例会の議案……………1	●政務調査費について……………10
●区政をきく(代表質問)……………3	●可決された意見書……………10
●区政をきく(一般質問)……………5	●予算審査のあらまし……………11
●請願・陳情の審査結果……………9	●平成19年度予算に対する 各党派の意見表明……………12
●意見の分かれた議案……………9	

- (7) 特別職報酬等審議会条例
- (6) 奨学金運営委員会条例
- (5) 区長等の退職手当に関する条例
- (4) 区議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (3) 職員並びに教職員表彰条例
- (2) 助役定数に関する条例
- (1) 区長、助役および収入役の給与および旅費条例

区長提案
条例(新規)
 ▼地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 地方自治法の改正に伴い、関係する条例の規定を整備する。
 (廃止する条例)
 副収入役設置に関する条例
 (改正する条例)
 (1) 区長、助役および収入役の給与および旅費条例

- (10) 監査委員の給与等に関する条例
- (9) 財産価格審議会条例
- (8) 特別区税条例
- (7) 職員の定数条例
- (6) 職員の定数条例
- (5) 職員の定数条例
- (4) 職員の定数条例
- (3) 職員の定数条例
- (2) 職員の定数条例
- (1) 職員の定数条例

条例(一部改正)
 ▼職員定数条例
 行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う。
 (現行) 2千692人
 (改正後) 2千641人
 (平成20年3月31日までは、30人を限度として定数外とする。)
 ▼職員の特殊勤務手当に関する条例
 施行期日 平成19年4月1日

- 結核予防法の廃止および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、規定を整備する。
- 施行期日 平成19年4月1日
- ▼中小企業事業資金融資あっせん条例
- 1千㎡まで 11万1千円
- 2千㎡まで 13万7千円

条例(一部改正)
 ▼手数料条例
 受益者負担の適正化を図るため、手数料の額の改定および手数料の新設を行うほか、住民基本台帳法の改正に伴い、規定を整備する。
 (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可の申請等の保健衛生に関する事務に係る手数料の額の改定
 (飲食店営業の許可の申請に係る手数料の額)
 (現行)
 新規の場合 1万6千円
 更新の場合 8千円
 (改正後)
 新規の場合 1万8千300円
 更新の場合 8千900円 など

第1回定例会の議案

平成19年第1回定例会は、2月21日から3月27日までの35日間の会期で開催されました。

区長から、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」などの議案が、議員より「区議会委員会条例(一部改正)」などの議案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、議員提出の「情報公開・個人情報保護条例(一部改正)」は賛成少数で否決、その他の議案は次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

旋条例
 融資あっ旋の対象者を拡大する。
 施行期日 平成19年4月1日
 ▼区立工場アパート条例
 工場アパートの入居の要件を緩和するほか、住居部分を事務室として活用する。
 施行期日 平成19年4月1日
 (住居部分を事務室とする改正規定は、平成20年1月1日)
 ▼証明書の交付、届出等に係る本人確認に関する条例
 住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る本人確認に関する規定を整備する。
 施行期日 公布の日
 ▼手数料条例
 受益者負担の適正化を図るため、手数料の額の改定および手数料の新設を行うほか、住民基本台帳法の改正に伴い、規定を整備する。